

(仮称) ひたち若者かがやきプラン策定委員会 設置要項

(設置)

第1条 「第2期日立市まち・ひと・しごと創生総合戦略」で位置付けられた「まちの魅力」など、各種若者の支援について、若者世代の参画により創り出し実践できる仕組みや、支援する体制づくりを主眼に、実効性のあるプランとして策定するに当たり、広く意見を求めるため、(仮称) ひたち若者かがやきプラン策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項について、審議・検討を行う。

- (1) (仮称) ひたち若者かがやきプラン(以下「プラン」という。)の策定に関すること。
- (2) その他委員長が必要と認める事項。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験者、若手創業者、各種団体代表、大学生等から市長が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日からプラン策定の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会の議長となる。
- 3 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集する。

- 2 会議の議事は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞き、又は説明を求めることができる。

(プロジェクトチーム)

第7条 所掌事項のうち、特定事項の調査及び研究をさせるため、必要に応じて、委員会にプロジェクトチーム（以下「チーム」という。）を置くことができる。

- 2 チームは、委員長が指名した委員をもって組織する。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、日立市生活環境部女性若者支援課に置く。

(その他)

第9条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要項は、令和2年9月25日から適用する。
- 2 第6条第1項の規定にかかわらず、この要項の適用後、最初に開催される会議は、市長が招集する。